

農業ひろさき

2023年5月1日 (第207号)
(令和5年5月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



りんご公園 りんご栽培講座



説明を受ける参加者たち

市りんご公園主催のりんご栽培講座が、3月2日と3日の2日間に渡りりんご公園で行われ、延べ45名の農業者が参加しました。講座はりんごの病虫害防除、せん定・接ぎ木についてやりんごづくりの12ヶ月など、各テーマに沿って行われました。座学での説明に加えて、1日目午後

のせん定・接ぎ木の講座では、公園内のりんごの木を使って、実技による説明も行われました。参加者たちは、講師の青森県りんご協会職員の説明を真剣な表情で聞いていました。講座終了後、主催したりんご公園の佐藤氏は、「今回実施した内容を、受講者の皆様のりんご生産に活かしてほしい。今後は本講座のほか、関連団体が実施する講座等の情報収集及び発信なども積極的に行っていきたい。」と述べていました。

市りんご公園主催のりんご栽培講座が、3月2日と3日の2日間に渡りりんご公園で行われ、延べ45名の農業者が参加しました。講座はりんごの病虫害防除、せん定・接ぎ木についてやりんごづくりの12ヶ月など、各テーマ



参加者に説明を行うりんご協会職員

弘前りんご花まつり

5月5日(金祝)～7日(日)

◆場 所 弘前市りんご公園(清水富田字寺沢)

りんごの花が可憐に咲き誇るりんご公園で、弘前りんご花まつりを開催いたします。りんごづくりの1日を、ご家族やお友達と一緒に楽しくお過ごしください。



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、まつりの内容を予告なく中止または変更する場合があります。

◆場 所 弘前市りんご公園(清水富田字寺沢)

◆花まつりのご案内

ステージイベント、せん定枝やりんご箱を使った工作、りんごの花迷路、りんごのサシェづくり、アップルパイなどのフードの出店、りんご園のクラフトスクールなど
※日により実施する内容が異なりますので、実施日についてはお問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課販売・発信係(市役所前川本館3階) ☎40-2354

令和5年度りんご研修会の開催について

市では、りんご作業の未経験者や初心者を対象に、各生産工程の基礎的な技術研修会を開催します。これまで同様、初心者向けりんご研修会を開催するほか、新たに「学生向けりんご研修会」を開催します。

各日程等については以下のとおりです。

	内 容		開 催 日	定 員	時 間
初心者向け	第1回	摘果	5月24日(水)	30名	13:30～15:00
			5月27日(土)		
	第2回	袋掛け	6月17日(土)		
			6月21日(水)		
	第3回	着色管理・収穫	9月30日(土)		
			10月4日(水)		
学生向け	第1回	摘果	5月27日(土)	20名	10:30～12:00
	第2回	着色管理・収穫	9月30日(土)		

◆集合場所 弘前市りんご公園「りんごの家」2階研修室

◆講 師 (公財) 青森県りんご協会職員、市内J A職員
◆参加費 無料
◆持ち物 飲み物、汗拭きタオル、作業用手袋、雨合羽(雨天時)
◆対象者

・初心者向け…副業や兼業を検討している方、りんご作業に興味のある方や技術面で不安のある方
・学生向け…りんご作業に興味のある学生

◆申込方法 開催日の2日前までに農政課までお申し込みください。(希望日、氏名、電話番号、りんご作業経験の有無をお知らせください)

※希望する方には託児サービスもご用意します。事前申込が必要ですので、ご利用の方は、開催日の1週間前までにお申し込みください。

※学生向けりんご研修会を全日程(2回)受講した方にはりんごのプレゼントを予定しています。

■申込・問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階)
☎40-7102 FAX 32-3432
Eメール nousei@city.hirosaki.lg.jp

「経営継承・発展支援事業」の事前要望調査を実施しています

将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保していくため、市では、担い手から経営を継承し発展させるための取組を支援する「経営継承・発展支援事業」を実施しています。

◆要望調査期間

5月12日(金)まで

※書類を用いた説明や、書類への記入等が必要となりますので、お手数ですが農政課までお越しください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、必ず電話での事前予約をお願いします。

◆補助対象者・要件

「人・農地プランにおける中心経営体」または「認定農業者」である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けた、または申請日までに移譲を受ける後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）であって、以下の要件を満たす者

- (1) 経営発展計画を策定し、かつ計画達成が可能と見込まれること
- (2) 後継者の名義で税務申告等を行っていること
- (3) 青色申告者であること
- (4) 家族経営協定を締結していること（後継者が家族農業経営の場合） など

※先代事業者が「中心経営体」または「認定農業者」でない場合は対象となりません。

※その他の要件については、窓口で説明します。

◆補助金額

補助対象経費の実支出額（上限100万円）

◆補助対象経費

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

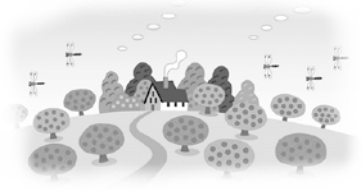
※上記に該当しない支出は補助対象外となります。また、申請日前に事業に着手している場合も対象外となります。

（例：申請日以前に機械を発注または購入している場合など）

◆その他

- ・詳しい要件等については、お問い合わせください。
- ・事業の採択については、予算の範囲で行います。

■問い合わせ先 農政課担い手育成係（市役所前川本館3階） ☎40-0767



春の農作業安全運動実施中

V i C ・ウーマン紹介

令和4年度に県から、V i C ・ウーマンに認定された本市の農業者を紹介します。

特色ある地域農業の振興と活性化に取り組む女性農業者として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市のV i C ・ウーマンは17人となります。



三上知子
（番館）



認定証書授与式の様子

果樹経営支援対策事業

りんご園の改植（令和6年春植え）などを支援する国改植事業について以下のとおり受付しています。

市内に住所を有する方で補助金の活用を希望する場合は、お申し込みください。

◆つがる弘前農協組合員申込先 →所属している各支店

■問い合わせ先 つがる弘前農協農業振興課 ☎82-1090

◆申込締切 5月12日（金）

◆津軽みらい農協組合員申込先 →石川支店

■問い合わせ先 津軽みらい農協石川グリーンセンター指導係

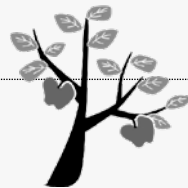
☎92-3311

◆申込締切 5月31日（水）

※各農協組合員以外の人

■問い合わせ先 りんご課生産振興係

（市役所前川本館3階） ☎40-7105



利用されなくなった農業用排水路について

都市化の進展などにより、個人や水利組合などが管理している用排水路で、水田などの受益地がなくなった水路がある場合には、下記へご相談ください。

なお、土地改良区が管理している用排水路については、各土地改良区へご相談ください。

■問い合わせ先 農村整備課総務係（市役所前川本館3階） ☎40-7103



遊休農地対策事業

市では、遊休農地の解消を図るため、次の補助事業を実施します。遊休農地の再生にご活用ください。

■遊休農地再生事業費補助金

- ◆事業内容 農業者や農業者等が組織する団体などの担い手が行う遊休農地の再生活動に要する経費の一部を補助。
- ◆対象事業者 新たに所有権の移転、賃借権の設定等により遊休農地を取得し再生利用する、市内に住所を有する農業者、市内に本店等を有する農業法人またはそれらで組織する団体。
- ◆補助額 補助対象経費の実費、もしくは定額（荒廃度により10ア当たり25,000円又は50,000円）のいずれか少ない額以内
- ◆受付期間 令和5年5月1日（月）から令和5年5月31日（水）※土日祝日を除く
- ◆注意事項 本事業の活用を検討される場合は、遊休農地を再生する前にご相談ください。
- 問い合わせ先 農政課農地支援係（市役所前川本館3階） ☎40-0656



「ストップ農作業事故!!」

農地に係る許可申請の審議・決定結果概要

農地の売買・賃借等の申請の許可、決定等の審査のため、農業委員は毎月の総会に出席し、農地の適正利用の推進に努めています。 < 10月～3月末までの審議結果 >

区分	件数	面積(m ²)
農地の権利移動 (農地法第3条) 農地を耕作する目的で、所有権を移転、賃借権等を設定しようとする場合の許可申請	所有権の移転	84 467,504
	使用収益権の設定	155 887,565
(農地法第3条の3) 農地の相続等をした場合の届出	相続等の届出	98 876,023
権利移動を伴わない転用 (農地法第4条) 農地の所有者が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請・届出	市街化区域	1 109
	市街化区域以外	5 3,036
権利移動を伴う転用 (農地法第5条) 農地の所有者以外が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請・届出	市街化区域	3 3,209
	市街化区域以外	22 17,721
農業経営基盤強化促進事業	所有権の移転	136 663,086
	使用収益権の設定	7 213,585
農地中間管理事業	使用収益権の設定	20 102,975
賃貸借の解約	86 488,452	

■問い合わせ先 農業委員会農地調整係・農地利用促進係（市役所前川本館3階） ☎40-7104

令和6年産

総合一般方式

りんご共済

「オールリスク型補償」《申込受付中》

- ◆対象となる災害 風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、凍霜害、冷害、雷害、地震の害、噴火の害、病害、虫害、鳥害、獣害、その他の気象上の原因による災害
- ◆対象となる被害割合 3割以上の被害から共済金が支払われます。
- ◆補償期間 花芽の形成期（7月）から翌年の収穫期までの約1年半
- ◆農家負担額と補償額 申込は箱数単位となります。農家負担額と補償額については、下記までお問い合わせください。
 - 国が掛金の半分をあらかじめ負担！
 - 防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！
- ★加入を検討している方や、内容を詳しく知りたい方は下記までお問い合わせください。
- ◆申込締切 令和5年7月5日（水）
- 問い合わせ先 青森県農業共済組合ひろさき支所 果樹課 ☎28-5700

クマの被害にご注意を!

クマの目撃情報が多発する時期です。

作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- クマが出没するおそれのある山ざわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
- 笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、存在を知らせる。
- 廃棄したりんご・野菜を放置しておくとかマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 大声を上げたり、攻撃したりしない。
- 子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。



【クマを目撃したら】

- 平日日中は、下記問い合わせ先まで
- 夜間・休日は弘前市役所 ☎35-1111(代表) までご連絡を。
- 問い合わせ先 農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館3階） ☎40-4155

肥料の価格高騰分の一部を支援します ～肥料価格高騰対策事業のご案内～

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = (\text{当年の肥料費} - (\text{当年の肥料費} \div \text{高騰率}(1.4) \div \text{使用量低減率}(0.9))) \times 0.7$$

例えば、対象となる春肥が100万円だった場合、**支援金 = (100万円 - (100万円 ÷ 1.4 ÷ 0.9)) × 0.7 = 約14万円**

支援の対象となる肥料

春肥：令和4年11月から令和5年5月に注文・購入した肥料(令和5年の春肥として使用する肥料)

※肥料については、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録又は届出された肥料が対象

農業者の参加申込先

取組実施者となる農協や肥料販売店など

参加農業者の要件

- (1)生産物等の販売実績のある農業者
- (2)化学肥料低減の取組の実施
化学肥料低減の15の取組メニューの中から2つ以上を選択し、令和4年度から5年度までの2年間で実施
【取組メニューの例】
土壌診断に基づく施肥設計、生育診断による施肥設計、局所施肥の利用など。
(15のメニューから選択)

申請受付期間

(取組実施者から青森県農業再生協会)

区分	申請受付期間	取組実施者への支援金支払時期(目安)
春肥(1回目)	R5.5.1~5.31	R5.9月下旬以降
春肥(2回目)	R5.6.1~7.31	R5.12月下旬以降

- ※取組実施者(農協や肥料販売店)から県農業再生協会までの期限となります。農業者から取組実施者への期限については農協等へお問合せください。
- ※取組実施者は、5戸以上の参加農業者グループで申請する必要があります。
- ※令和4年秋肥の未申請分がある方は、別途、取組実施者にご相談ください。

申請先

〒030-0861
青森市長島2-10-4 ヤマウビル1階
肥料価格高騰対策事業事務センター
TEL 017-762-7524

問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県農林水産部食の安全・安心推進課
(青森県農業再生協議会事務局)
TEL 017-734-9352
FAX 017-734-8086
メールアドレス
hiryo_kakaku@pref.aomori.lg.jp

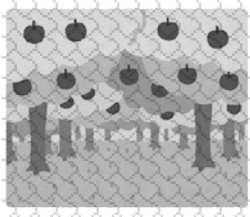
本事業に関するお問い合わせは
中南地域県民局地域農林水産部
農業普及振興室でも相談対応
しています。

【詳しくは右記QRコードから】→



りんご園防風網張替事業

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、収入保険または果樹共済加入者を対象に防風網の張り替えに要する経費に対し補助します。



- ◆対象者・収入保険または果樹共済総合方式加入者であること
・市税などの滞納がないこと
- ◆補助対象経費 防風網の張替経費
- ◆補助率(額) 1/3
(上限18万円)



問い合わせ先

りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)

☎40-7105

家族経営協定 調印式

農業経営の方針や家族一人ひとりの役割、休日の取り方などについて家族で話し合っ取り決める「家族経営協定」の調印式が、3月24日に行われました。

調印式に参加されたのは、石田武志さんご家族、土岐兼見さん親子、三上淳悦さんご夫婦、他2家族の計5組で、目指す農業経営の実現に向かって取り組むことを誓いました。本市の協定締結家族は、今回の締結を含めて169組となりました。

家族経営協定は、認定農業者制度の共同申請や農業者年金の加入にあたり保険料の国庫助成、制度資金の活用などのメリットがあります。詳しくは、下記へお問い合わせください。



石田武志さんご家族 土岐兼見さん親子 三上淳悦さんご夫婦

■問い合わせ先 農業委員会総務係(市役所前川本館3階)
☎40-7104